第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準 (共生型地域密着型通所介護の基準)

第60条の20の2 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス(以下この条 及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。)の事業を行う指定生活介護事業 者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉 サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171 号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。) 第78条第1項に規定 する指定生活介護事業者をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業者(指定障害福祉サー ビス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業者をいう。)、指定 自立訓練(生活訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する 指定自立訓練(生活訓練)事業者をいう。)、指定児童発達支援事業者(児童福祉法に基づ く指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第 15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。) 第5条第1項に規定する指定 児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児(児童福祉法(昭和22年法律第1 64号) 第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。) を通 わせる事業所において指定児童発達支援(指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発 達支援をいう。第1号において同じ。)を提供する事業者を除く。)及び指定放課後等デイ サービス事業者(指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス 事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサー ビス(指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。)を提供す る事業者を除く。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。)、指定児童発達支援事業所(指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。)又は指定放課後等デイサービス事業所(指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。)(以下この号において「指定生活介護事業所等」という。)の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護(指定障害福祉サービス等基準第77条に規定する指定生活介護をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)(指定障害福祉サービス等基準第155条に規定する指定自立訓練(機能訓練)をいう。)、

指定自立訓練(生活訓練) (指定障害福祉サービス等基準第165条に規定する指定自立訓練(生活訓練)をいう。)、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス(以下この号において「指定生活介護等」という。)の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、共生型地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(進用)

第60条の20の3 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、 第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条、第54条及び第60条の2、 第60条の4、第60条の5第4項並びに前節(第60条の20を除く。)の規定は、共 生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中 「第32条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第60条の12に規定する運営 規程をいう。第35条において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業 者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密 着型通所介護従業者」という。)」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護 従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の5第4項中「前 項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間 及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるの は「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、 夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第60条 の9第4号、第60条の10第5項及び第60条の13第3項中「指定地域密着型通所介 護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の19第2項第 2号中「次条において準用する第21条第2項」とあるのは「第21条第2項」と、同項 第3号中「次条において準用する第29条」とあるのは「第29条」と、同項第4号中「次 条において準用する第39条第2項」とあるのは「第39条第2項」と読み替えるものと する。

(内容及び手続の説明及び同意)

- 第10条 共生型地域密着型通所介護事業者は、共生型地域密着型通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程(第60条の12に規定する運営規程をいう。第35条において同じ。)の概要、共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。
- 2 共生型地域密着型通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織(共生型地域密着型通所介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したものをいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、共生型地域密着型通所介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。
 - (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
 - ア 共生型地域密着型通所介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその 家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の 使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - イ 共生型地域密着型通所介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、共生型地域密着型通所介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)
 - (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を 確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要 事項を記録したものを交付する方法

- 3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することに より文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 共生型地域密着型通所介護事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項 を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用 いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得 なければならない。
 - (1) 第2項各号に規定する方法のうち共生型地域密着型通所介護事業者が使用するもの
 - (2) ファイルへの記録の方式
- 5 前項の規定による承諾を得た共生型地域密着型通所介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第11条 共生型地域密着型通所介護事業者は、正当な理由なく共生型地域密着型通所介護の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第12条 共生型地域密着型通所介護事業者は、当該共生型地域密着型通所介護事業所の 通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以 下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な共生型地域密着型通所介護を提供 することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る指定居宅介護支援事業者 (法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。)への連絡、 適当な他の共生型地域密着型通所介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講 じなければならない。

(受給資格等の確認)

第13条 共生型地域密着型通所介護事業者は、共生型地域密着型通所介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2 共生型地域密着型通所介護事業者は、前項の被保険者証に、法第78条の3第2項の 規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、 共生型地域密着型通所介護を提供するように努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

- 第14条 共生型地域密着型通所介護事業者は、共生型地域密着型通所介護の提供の開始 に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行 われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を 踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
- 2 共生型地域密着型通所介護事業者は、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(指定居宅介護支援事業者等との連携)

- 第16条 共生型地域密着型通所介護事業者は、共生型地域密着型通所介護を提供するに 当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供 する者との密接な連携に努めなければならない。
- 2 共生型地域密着型通所介護事業者は、共生型地域密着型通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定 居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供 する者との密接な連携に努めなければならない。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第17条 共生型地域密着型通所介護事業者は、共生型地域密着型通所介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画(法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。)の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、共生型地域密着型通所介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることが

できる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第18条 共生型地域密着型通所介護事業者は、居宅サービス計画(法第8条第24項に 規定する居宅サービス計画をいい、施行規則第65条の4第1号ハに規定する計画を含 む。以下同じ。)が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った共生型地域 密着型通所介護を提供しなければならない。

(居宅サービス計画等の変更の援助)

第19条 共生型地域密着型通所介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望 する場合は、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を 行わなければならない。

(サービスの提供の記録)

- 第21条 共生型地域密着型通所介護事業者は、共生型地域密着型通所介護を提供した際には、当該共生型地域密着型通所介護の提供日及び内容、当該共生型地域密着型通所介護について法第42条の2第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。
- 2 共生型地域密着型通所介護事業者は、共生型地域密着型通所介護を提供した際には、 提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第23条 共生型地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない共生型地域密着型通所介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した共生型地域密着型通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(利用者に関する市への通知)

- 第29条 共生型地域密着型通所介護事業者は、共生型地域密着型通所介護を受けている 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に 通知しなければならない。
 - (1) 正当な理由なしに共生型地域密着型通所介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
 - (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(掲示)

第35条 共生型地域密着型通所介護事業者は、共生型地域密着型通所介護事業所の見や すい場所に、運営規程の概要、共生型地域密着型通所介護従業者の勤務の体制その他の 利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

- 第36条 共生型地域密着型通所介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上 知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 共生型地域密着型通所介護事業者は、当該共生型地域密着型通所介護事業所の従業者 であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏 らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 共生型地域密着型通所介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人 情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族 の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第37条 共生型地域密着型通所介護事業者は、共生型地域密着型通所介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第38条 共生型地域密着型通所介護事業者は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

- 第39条 共生型地域密着型通所介護事業者は、提供した共生型地域密着型通所介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- 2 共生型地域密着型通所介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の 内容等を記録しなければならない。
- 3 共生型地域密着型通所介護事業者は、提供した共生型地域密着型通所介護に関し、法 第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市 の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に 協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に 従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 共生型地域密着型通所介護事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の 内容を市に報告しなければならない。
- 5 共生型地域密着型通所介護事業者は、提供した共生型地域密着型通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 共生型地域密着型通所介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(会計の区分)

第42条 共生型地域密着型通所介護事業者は、共生型地域密着型通所介護事業所ごとに 経理を区分するとともに、共生型地域密着型通所介護の事業の会計とその他の事業の会 計を区分しなければならない。

(緊急時等の対応)

第54条 訪問介護員等は、現に指定夜間対応型訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第1節 基本方針

第60条の2 共生型地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護(以下「共生型地域密着型通所介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

(管理者)

第60条の4 共生型地域密着型通所介護事業者は、共生型地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共生型地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共生型地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第60条の5

4 共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、 夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合には、当該サ ービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第4節 運営に関する基準

(心身の状況等の把握)

第60条の6 共生型地域密着型通所介護事業者は、共生型地域密着型通所介護の提供に 当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を 通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉 サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。 (利用料等の受領)

- 第60条の7 共生型地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する共生型地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該共生型地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該共生型地域密着型通所介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 共生型地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない共生型地域 密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、共生型地域 密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生 じないようにしなければならない。
- 3 共生型地域密着型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
 - (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して 行う送迎に要する費用
 - (2) 共生型地域密着型通所介護に通常要する時間を超える共生型地域密着型通所介護 であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通 常の共生型地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費 用
 - (3) 食事の提供に要する費用
 - (4) おむつ代
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、共生型地域密着型通所介護の提供において提供される 便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用 者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 前項第3号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものと する。
- 5 共生型地域密着型通所介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(共生型地域密着型通所介護の基本取扱方針)

- 第60条の8 共生型地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止 に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。
- 2 共生型地域密着型通所介護事業者は、自らその提供する共生型地域密着型通所介護の 質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(共生型地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

- 第60条の9 共生型地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。
 - (1) 共生型地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。
 - (2) 共生型地域密着型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。
 - (3) 共生型地域密着型通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する共生型地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
 - (4) 共生型地域密着型通所介護従業者は、共生型地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
 - (5) 共生型地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
 - (6) 共生型地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症(法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

(共生型地域密着型通所介護計画の作成)

第60条の10 共生型地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及び その置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的な サービスの内容等を記載した共生型地域密着型通所介護計画を作成しなければならない。

- 2 共生型地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、 当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 共生型地域密着型通所介護事業所の管理者は、共生型地域密着型通所介護計画の作成 に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を 得なければならない。
- 4 共生型地域密着型通所介護事業所の管理者は、共生型地域密着型通所介護計画を作成 した際には、当該共生型地域密着型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 5 共生型地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、共生型地域密着型 通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(管理者の責務)

- 第60条の11 共生型地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該共生型地域密着型通 所介護事業所の従業者の管理及び共生型地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、 業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。
- 2 共生型地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該共生型地域密着型通所介護事業所 の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

- 第60条の12 共生型地域密着型通所介護事業者は、共生型地域密着型通所介護事業所 ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければ ならない。
 - (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 営業日及び営業時間
 - (4) 共生型地域密着型通所介護の利用定員
 - (5) 共生型地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
 - (6) 通常の事業の実施地域
 - (7) サービス利用に当たっての留意事項
 - (8) 緊急時等における対応方法
 - (9) 非常災害対策
 - (10) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

- 第60条の13 共生型地域密着型通所介護事業者は、利用者に対し適切な共生型地域密 着型通所介護を提供できるよう、共生型地域密着型通所介護事業所ごとに従業者の勤務 の体制を定めておかなければならない。
- 2 共生型地域密着型通所介護事業者は、共生型地域密着型通所介護事業所ごとに、当該 共生型地域密着型通所介護事業所の従業者によって共生型地域密着型通所介護を提供し なければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、こ の限りでない。
- 3 共生型地域密着型通所介護従業者は、共生型地域密着型通所介護従業者の資質の向上 のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第60条の14 共生型地域密着型通所介護事業者は、利用定員を超えて共生型地域密着型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第60条の15 共生型地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に 周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

- 第60条の16 共生型地域密着型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その 他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を 講じなければならない。
- 2 共生型地域密着型通所介護事業者は、当該共生型地域密着型通所介護事業所において 感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならな い。

(地域との連携等)

- 第60条の17 共生型地域密着型通所介護事業者は、共生型地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、共生型地域密着型通所介護事業所が所在する下の職員又は当該共生型地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、共生型地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
- 2 共生型地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
- 3 共生型地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。
- 4 共生型地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した共生型 地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び 援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 5 共生型地域密着型通所介護事業者は、共生型地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して共生型地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても共生型地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第60条の18 共生型地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する共生型地域密着型 通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係 る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならな い。
- 2 共生型地域密着型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置 について記録しなければならない。
- 3 共生型地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する共生型地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 共生型地域密着型通所介護事業者は、第60条の5第4項の共生型地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

- 第60条の19 共生型地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、当該記録のうち次に掲げる記録について、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 従業者に係る次に掲げる記録 ア 勤務の体制についての記録
 - イ その職務に従事するに当たって必要な資格を証する書面の写し
 - (2) 共生型地域密着型通所介護の費用の請求に関して国民健康保険団体連合会に提出したものの写し
- 2 共生型地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する共生型地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 共生型地域密着型通所介護計画
 - (2) 第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 第29条に規定する市への通知に係る記録
 - (4) 第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
 - (6) 第60条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録